

令和6年度 しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業 募集要領

1 趣 旨

静岡市は、大学又は短期大学（これらの学生を含む。）としずおか中部連携中枢都市圏（以下「都市圏」という。）を構成する静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「各市町」という。）との交流の拡大を促進することにより、大学等の研究の成果の還元を図り、もって都市圏の発展に寄与するため、都市圏の地域課題の解決に向けた解決方策の提言又は実践的な研究を各市町と一体となつて行う大学等に勤務する教員に対して、都市圏全体の利益のために、予算の範囲内において助成金を交付する。

その交付に関しては、しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの要領の定めるところによる。

なお、この要領は、助成対象研究の募集に関し、必要な事項を定めるもの。

2 募集する助成対象研究の内容

(1) 研究課題

各市町が提案する課題とする。

- ・詳細は、個票を確認すること。
- ・課題内容等の不明な点は、各市町（個票の連絡先を参照）へ確認すること。

(2) 助成対象研究

助成対象とする研究は、次の全ての条件を具備する教員（研究室・ゼミを含む。）の調査研究とする。

ア 原則として、大学の研究活動・教育活動の一環であること。

イ 地域のニーズを踏まえ、地域課題の解決や改善に資するものであること。

ウ 教員・研究室・ゼミの専門性を活かし、大学の知的資源を地域に還元できるものであること。

エ 単発的、一過性の取組や単なる委託調査事業ではなく、継続的に取組むものであること。

オ 地域社会の担い手となる人材の育成を促進するため、学生も含めた形で地域との十分な意見交換や調査研究等を行うとともに、それらを通じて、地域と大学との交流・連携が活発に図られるものであること。なお、互いの人格を尊重し、地域と大学間の信頼関係を醸成し、取組むこと。

カ 調査研究を行うために必要となる情報収集・先進事例についての視察等を行う場合は、地域等と十分協議した上で実施し、視察の成果を用いて地域に十分に還元する活動を行うこと。

キ 当該助成により実施した取組の成果は、各市町が指定する発表会での公表を義務とすること。

ク 「大学等の研究の成果の還元を図り、もって都市圏の発展に寄与する」という目的に鑑み、実施地域にどのような効果がもたらされたのかなどの成果について、成果報告書に記載することで、その成果を可視化すること。

(3) 助成額

1事業につき最大30万円

助成対象経費の範囲内で、事前に仮内示した金額を限度とする。

応募が多数となった場合には、1事業あたりの補助上限額を引き下げる可能性がある。

(4) 助成件数

最大30件程度（予算の範囲内で助成する。応募が多数となった場合には、採択上限件数を増やす可能性がある。）

(5) 助成対象経費

ア 助成対象経費は、消耗品費、通信費、旅費交通費、謝金、会場使用料、印刷製本費、バスその他の借上料及び図書費並びにその他研究に要する経費とする。

イ 次の経費については、助成対象外とする。

(1) 研究に直接関係ない費用への支出

(2) 建物等の施設整備費

(3) 備品（パソコン、タブレット端末、プリンタ、カメラ等）の購入費

※ 大学の規程では備品にあらず、消耗品扱いとなる場合であっても、市の規程により備品の扱いとなることがあります。1万円以上の消耗品を購入する場合には、内容を確認しますので、ご相談ください。

(4) 5市2町の区域外への旅費交通費（各市町の区域外への旅行が研究の実施上、必要不可欠であると事前に市長が認めるもの及び勤務する大学又は短期大学への復路に要するものを除く。）

(5) 食料費（打合せ等において提供する簡素な飲料を除く。）

(6) その他研究に要する経費として不適当と認められる経費

3 募集締切日

静岡市が別に指示する日時まで

4 助成対象者

助成対象者は、大学等に勤務する教員で、静岡市長が必要があると認めるもの

※研究には、他大学の教員も参画することができる。

※研究室・ゼミとして研究する場合でも、助成先は研究室・ゼミを主宰する教員とする。

5 研究期間

本助成金の対象となる研究は、助成決定を受けた日以降に開始され、令和7年2月28日までに終了するものとする。

ただし、研究成果の取りまとめ、実績報告（助成金関係）及び研究成果発表会参加（令和6年度分の開催は未定）に係る部分については、令和7年3月31日までに実施するものも対象とする。

※各種調査研究（現地調査・フィールドワークを含む。）の実施は、令和7年2月28日までとする。

6 申請方法及び申請書類

(1) 1教員当たり、1件を申請することができる。

(2) 助成対象となる研究を提案する教員が交付申請を行うものとし、当該申請者が所属する大学の代表者を經由して提出すること。

(3) 申請については、要綱様式によること。その他に参考資料がある場合は、A4判4ページ以内で添付することができる。

7 申請書の提出

大学事務局にて、学内の申請書を全て取りまとめの上、電子メール、郵送又は持参により、まとめて13 提出先まで提出すること。

8 審査及び交付の決定

(1) 静岡市は、6により申請を受け付けた後、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるものについて助成金の交付を決定する。

(2) 必要に応じ、申請者や関係市町へヒアリングを行う場合がある。

- (3) 地域活性化への寄与、研究成果の地域への還元等の観点を踏まえ、地域バランスを考慮した上で決定する。
- (4) 静岡市は、交付を決定したときは、要綱の定めるところにより、当該申請者に対し速やかに交付の決定を通知する。

9 概算払

静岡市は、助成対象事業を実施するに当たり必要があると認めるときは、概算払を承認する。

概算払を申請する場合は、申請書中「3 助成金の概算払い希望」を記載すること。

なお、概算払の条件は次のとおりとする。

○概算払月 第1回：令和6年9月ごろ

第2回：令和6年12月ごろ

○概算払金額 第1回は令和6年12月末まで、第2回は令和7年2月末までに支出を予定している金額を上限とし、かつ、交付決定額の8割とする。

(いずれも1万円未満は切り捨てとする。)

なお、第2回分については、既に第1回分の概算払を受けている場合は、その分を控除した金額とする。

○資金計画表 概算払申請書を提出する際は、資金計画表を添付するものとする。

○注意事項 概算払は支出を予定している金額を前払いにて支払うものである。

よって、概算払にて受けた金額に不用額（返還額）が生じることは原則、認められないので注意すること。

10 成果の報告

(1) 成果報告

別に定める様式に従い、別途市が定める日までに、研究の成果報告書（A4判4枚程度）及び5枚程度の写真（広報用）を電子ファイルで静岡市に提出すること。

静岡市は、提出された成果報告書及び各種資料等を原稿とし報告書をまとめて大学に配付し、また各市町のホームページに掲載する。

(2) 実績報告（助成金関係）

要綱の定めるところにより、助成対象事業完了の日から30日を経過した日又は別途市が定める日のいずれか早い日までに要綱様式にて助成金関係の実績報告を行うこと。

静岡市は、報告を受けた後に内容を審査し、最終的な助成額を決定して、大学又は大学を運営する法人を通じて助成金を支給する。

11 成果の発表

(1) 本助成金を受けた教員（研究室・ゼミを含む。）は、静岡市が指定する研究成果発表会（令和6年度分の開催は未定・実施の際は静岡市内を予定）において、パワーポイントを用い研究成果をプレゼンテーションするものとする。

(2) 発表会参加に係る費用は大学等の負担とするが、助成対象の研究費に含めてもよい。その場合は、参加費用を含めた形で助成申請・実績報告を行うこと。

(3) 静岡市は、研究成果報告書を原稿とし報告書をまとめ、大学に配付する。また、各市町のホームページに同内容を掲載する。

(4) 研究の途中経過について、大学やゼミ等のホームページやSNSで可能なかぎり報告するものとし、各市町にもそのことを連絡することとする。

(5) 本研究に関して作成する文書・資料・チラシ・パンフレット・映像・音声・ホームページなどには、研究名と合わせて、次の内容を併記すること。

「しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業 令和6年度採択事業」

- (6) 報道機関から取材を受けたときや、その他公の場で発表する場合は、上記(5)に準じる形で周知すること。

12 注意事項

- (1) 本事業に応募するに当たっては、要綱の基準を遵守すること。
- (2) 要綱に定める申請書の記載に当たっては、「事業費内訳」欄に当該研究を行うのに必要な経費全てを記入し、「財源内訳」欄には当該研究に係る全ての研究費（助成金、大学の研究費、自己資金等）を記入すること。
- (3) 交付先の銀行等の口座は、助成対象教員が属する大学又は大学を運営する法人名義であること。
- (4) 研究の共同実施先へ助成金を配分する場合は、助成対象教員が所属する大学において行うこと。この場合にあっては、銀行等の口座への振り込みにより行い、助成金の配分額、時期、振込み口座を記録しておくこと。
- (5) 助成金の配分等の事務に係る一切の諸経費については、助成対象外とする。
- (6) 経理処理は、原則として各大学のルールに従うこと。（原則、大学として支払った経費を対象とする。旅費交通費及びやむを得ない場合を除き、教員又は学生が個人的に立替えして支払ったものは助成対象とはできない。（研究用品と私物との混同を防ぐため））

13 提出先

静岡市総合政策局企画課

住所：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1240（受付時間8:30～12:00 13:00～17:15（土・日・祝日を除く。））

E-mail：kikaku@city.shizuoka.lg.jp